

フリーランスの権利保護と労働組合 (概要)

—フリーランスの実態に関する調査研究報告書—

近年、フリーランスの働き方への関心が高まっている。柔軟性や利便性が高い一方で、報酬の未払い、支払遅延、一方的減額およびハラスメントなど契約や就業環境をめぐるトラブルも多く発生している。

そうしたなか、2023年4月にフリーランス法(正式名称「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が成立し、2024年11月に施行された。契約条件の書面開示など発注者への遵守事項が盛り込まれたが、就業者保護の観点からいえば、労働者概念の見直し、セーフティネットの整備など残された問題点は多い。

連合総研では2022年度から所内プロジェクトとして勉強会を重ね、2023年度からは「フリーランスの実態に関する調査研究委員会」(主査:呉学殊 労働政策研究・研修機構特任研究員)を立ち上げた。

今回の調査研究の大きな特徴は、フリーランスを組織する労働組合およびその組合員に対してヒアリング調査を実施し、事例研究を行った点にある。フリーランスの就業実態を詳細に明らかにするとともに、労働組合の先進的な取り組み事例を集めた。労働組合に関する分析を取り入れたフリーランス研究はまだ少ないため、その意味においても今回の調査研究の意義は大きい。

本稿では、その研究成果として2025年12月に発刊した報告書『フリーランスの権利保護と労働組合』の概要を紹介する。報告書は、全体のまとめとしての総論にくわえ、2部構成となっている。第1部では、フードデリバリー配達員、配達ドライバー、一人親方、演奏家、俳優・歌手といった異なる分野の5事例を取り上げた。第2部では、こうした調査結果をふまえ、いまだ残されている政策的課題、労働組合に関する課題について論考を取りまとめた。具体的には、諸外国の政策および労働組合との比較、労働法の視点からの課題、社会保険の適用問題である。

報告書の全文については、連合総研ホームページを参照いただきたい(<https://www.rengo-soken.or.jp/work/2025/12/221147.html>)。

(連合総研主任研究員 麻生 裕子)

総論

フリーランスの実像と活躍に向けた課題 (呉学殊主査)

第1部の事例調査結果および第2部の政策的課題に関する論考について要点をまとめるとともに、事例調査をふまえた4つの提言を行っている。

第一に、取引関係の対等性確保である。フリーランス法が施行されたものの、実態として、いまだフリーランスが取引上、不利な立場に立たされていることが多い。韓国の文化芸術分野のように、標準契約書の導入・普及、そのための支援策、組合の設立や活動の保障を検討すべきである。その際、優先順位を決めて政策を進めていくことが必要であるとしている。

第二に、誤分類の是正及び労働者性の判断基準の

緩和である。ここでいう誤分類とは、客観的に労働者である者に対して、契約上、労働者ではない取り扱いをすることをさす。厚生労働省は「働き方の自己診断チェックリスト」を用いて実態調査を実施し、誤分類とされているフリーランスの職種などを確定し、労働者性を認める政策を進めていくことが求められる。労働者性の判断基準に関する総合的な検討にあたっては、企業の人事労務管理や労働者の働き方の変化などをふまえ、判断基準の緩和を積極的に検討すべきであるとしている。

第三に、all or nothingではなく必要に応じたセーフティネットの強化である。労働者と認められなくても、必要に応じてセーフティネットを張ることは必要である。例えば、労災保険に関しては、一般労働者のような保険適用が難しいのであれば、過渡的に

保険料の労使折半という選択肢もありうると指摘する。

第四に、フリーランスが事業者と対等に協議・交渉できる集团的労使関係の構築である。フリーランスは労働者とは異なる考え方や働き方をしていることが多いため、組織化があまり進んでいない。フリーランスにフィットした組織化を工夫していくことが求められる。それには既存の労働組合が粘り強くアプローチし、支援していくことが必要である。また、フリーランスが労働組合を結成しても、それを認めず協議や交渉に応じないなどの不当労働行為が多発している。その要因は労働組合に対する事業者の否定的認識である。海外の事例などから、事業者に対して認識の転換が求められると述べている。

第1部

フリーランスの実態と労働組合の取り組み～事例調査の結果から

フリーランスを組織する労働組合6組合、その組合員12名を対象に、対面あるいはZoomによりヒアリング調査を行った。具体的な調査対象は以下の一覧表のとおりである。

なお、労働組合を選定する際には、とくにフリーランスの働き方として問題が大きいと思われる3分野(①プラットフォーム型就労が中心となっている分野、②労働災害のリスクが高い分野、③文化・芸能・芸術分野)のいずれかに該当するように考慮した。労働組合の取り組みについてヒアリングを行ったうえで、当該労働組合に所属するフリーランス個人(1職種につき2名以上)の紹介をうけた。

調査項目および各事例(第1～5章)の詳細については、報告書本文を参照いただきたい。

<ヒアリング調査対象>

掲載章	個人	労働組合	分野
第1章 フードデリバリー配達員 (越智陽介委員)	配達員Aさん	ウーバーイーツユニオン	配達
	配達員Bさん		
第2章 配達ドライバー (呉学殊主査)	配達ドライバーCさん	東京ユニオン・アマゾン 配達員組合横須賀支部	
	配達ドライバーDさん		
	配達ドライバーEさん	総合サポートユニオン・ Amazon Flex ユニオン	
	配達ドライバーFさん		
第3章 一人親方 (麻生裕子)	大工Gさん	全建総連	建設
	ガス配管工Hさん		
第4章 演奏家 (麻生裕子)	トランペット奏者Iさん	日本音楽家ユニオン	文化・芸能・芸術
	コントラバス奏者Jさん		
第5章 俳優・歌手 (後藤究委員)	歌手Lさん	GALG、連合東京	
	俳優Nさん		

第2部 フリーランスをめぐる政策的議論

第6章

韓国のフリーランスの実態と政労使の対応 (呉学殊主査)

近年、韓国では雇用労働者ではないフリーランスが増加傾向にある。フリーランスが抱える問題の解決に向けて、政労使でさまざまな対応を行っている。

例えば、政府はコロナを機に、フリーランスに対して雇用保険等のセーフティネットの拡大を図った。とりわけ文化・芸術分野のフリーランスに関しては、標準契約書の普及が進んでおり、芸術家福祉法、芸術家権利法も制定された。また、フードデリバリー産業や映画産業では、集团的労使関係が形成され、フリーランスの処遇改善につながっていることを明らかにしている。

第7章

労働法及び労働組合運動におけるフリーランスとして就労する者の権利保護に向けた提言(後藤究委員)

フリーランスとして就労する者の権利保護のために、労働法の解釈論・立法論及び労働組合運動においてなしうる対応策はどのようなものであるか、より具体的には、4つの具体的な課題(①フリーランスとして就労する者の労働者性をめぐる問題、②保護の責任主体である使用者性をめぐる問題、③フリーランスとして就労する者が安定的な報酬を得られるようにするための方策、④『市場労働者』たるフリーランスの支援のあり方)を挙げつつ、これらに対する回答を示すための試論を述べている。

第8章

フリーランスと厚生年金―「使用される者」と判断するための課題(平川則男)

厚生年金は、その適用の有無により将来の老後生活に不可逆的な影響をもたらす。フリーランスのなかには、本来は厚生年金の被保険者となるべきであるにもかかわらず、適用されていない者もいる。厚生年金法上の「使用される者」の概念は、労基法上の労働者概念とは同一でないとの先行研究が多くあるものの、それが制度の運用に必ずしも反映されていないことから生じている。本章では、厚生年金法上の「使用される者」の概念を整理し、日本年金機構の適用実務を分析したうえで、今後の課題を検討している。

フリーランスの実態に関する調査研究委員会

主	査：呉 学殊	労働政策研究・研修機構特任研究員【総論、第2章、第6章】
委	員：後藤 究	成城大学法学部准教授【第5章、第7章】
	若月利之	連合運動企画局長
	越智陽介	連合フェアワーク推進局部員【第1章】
事	局：平川則男	元連合総研事務局長、自治総研事務局長【第8章】
務	伊藤彰久	連合総研副所長
	元 容立	連合総研主任研究員
	多田健太郎	元連合総研主任研究員
	柘植真紀子	連合総研研究員
	鶴岡 純	連合総研研究員
	麻生裕子	連合総研主任研究員(主担当)【第3章、第4章】

(役職名は2025年9月末時点、【 】内は執筆分担)

シンポジウム「フリーランスの権利保護と労働組合」を開催

連合総研は、2026年1月27日、シンポジウム「フリーランスの権利保護と労働組合」を対面とオンラインの併用により開催しました。フリーランス、労働組合役職員、研究者、マスコミなど約130名の方々に参加いただきました。

このシンポジウムでは、「フリーランスの実態に関する調査研究委員会」の成果としてまとめた報告書『フリーランスの権利保護と労働組合』(2025年12月公表)をもとに議論をしました。

神津里季生・連合総研理事長から開会挨拶を述べた後、研究成果の報告を行いました。

はじめに、呉学殊・労働政策研究・研修機構特任研究員(本研究委員会主査)から「フリーランスの権利保護と労働組合」と題して、調査結果の概要および報告書全体のまとめについて報告いただきました。呉氏は、調査結果をふまえ、取引関係の対等性確保、誤分類の是正および労働者性の判断基準の緩和、セーフティネットの強化、集团的労使関係の構築の必要性について言及しました。

続いて、後藤究・成城大学法学部准教授(本研究委員会委員)からは「フリーランスの権利保護に向けた提言－労働法及び労働組合運動の視点から」と題して報告いただきました。後藤氏は、労働者性の考え方、責任を負うべき使用者とは誰なのか、所得保障の必要性、労働者供給事業の可能性などの論点について取りあげました。フリーランスの取引条件を集团的に取り決めることは独禁法に抵触するかという問題については、フリーランスが憲法28条の団結権保障を享受する場合は独禁法違反のおそれはないと解すべきとの考えを明らかにしました。

その後、労働組合で活動されている3名のコメンテーターの方々から、フリーランスの組合員の声、組合活動の実態などの紹介を交えながら、2つの報告に対するコメントをいただきました。

関口達矢・全国ユニオン事務局長からは、荷量の多さ、それに伴う事故の発生などアマゾン配達員の過酷な実状、解雇や未払い残業代をめぐる裁判の状況、アマゾンの団交拒否による不当労働行為の救済申し立てなどについて紹介いただきました。

土屋学・日本音楽家ユニオン代表運営委員からは、「やりがい搾取」の状況にある演奏家の切実な

声、最賃交渉や生成AIへの対応など幅広い組合活動について紹介いただきました。日本音楽家ユニオンが、ある最賃交渉先の団体から、団交は独禁法違反であると主張され、統一交渉を拒否されている問題については、統一交渉は職能労働組合として正当な権利だと主張しました。また、労働者供給事業を実際に運営していくことの難しさについても言及がありました。

小林妙・連合フェアワーク推進局長からは、Webサイト「Wor-Q」による情報提供、イラストレーター向け標準契約書のひな型作成、連合フリーランス労災保険センターの設置など、この数年間で連合が進めてきた取り組みを紹介いただきました。

最後に、呉氏からは「アマゾンでは会社側が正式な団交に応じない状況ではあるが、労働組合が任意の交渉により成果を積み上げている実態もある。労働組合に結集し、一緒に行動していくことが重要」、「韓国では労組法が改正され、2026年3月から使用者性が拡大される。契約当事者ではないが、労働条件の実質的な決定をする地位にある者は団交に応じなければいけなくなる。日本にとって参考になるのではないか」、後藤氏からは「訴訟の場で労働者性を争う場合には、時間的なコストがかかることも多い。そのため、迅速に、かつ、同じような状況にあるすべての人びとに対して労働者性を認める仕組みが必要」、「ドイツには芸術家社会保険制度に代表されるように、フリーランスの芸術家をサポートする仕組みが存在するが、その基礎には、文化国家の重要な担い手であるフリーランスの芸術家を支えなければならないという社会共通の価値観がある。法制度・法解釈だけではなく、そのような価値観を日本社会でいかに共有するかが今後の課題だ」との一言をいただき、シンポジウムを終了しました。

